

江南市中小企業振興基本条例（素案）の考え方に関する
パブリックコメントの結果について

- ◆意見の募集期間 平成31年4月15日（月）から
 令和 元年5月14日（火）まで
- ◆意見を提出された方 6名
- ◆意見の件数 11件
- ◆意見の概要、市の考え方をまとめたもの
（※意見の概要につきましても、取りまとめ及び要約をしています。）

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	前文	地域循環型経済との表現だけではなく、周辺地域からの資源が流入する表現が望ましい	ここでは、市内のみならず、周辺地域からの流入流出を含めたものです
2	4. 市の責務	地域貢献の高い企業を優先的に受注させる考え方が必要ではないか	この条例では、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念、基本原則に沿ったものであり、地域貢献の高い企業に優先権を与える考え方は含まれていません
3	4. 市の責務	工事の発注等、受注機会の増大ではなく、受注の増大をすべきではないか	受注機会が増大することにより、受注の増大につながるものと考えます
4	4. 市の責務 5. 中小企業者の責務	市と中小企業者の責務の詳細と、責任の重さを明確にしてほしい	市及び中小企業の責務に掲げた内容は、条例の基本理念から導き出されるもので、責務の詳細等の内容についてもこの中に含まれます
5	5. 中小企業者の責務	責務の表現を役割に変更してほしい	小規模企業振興基本法を参考に、「中小企業者の努力」にし、文末の「努めなければならない」を「努めるものとする」に変更します

No.	項目	意見の概要	市の考え方
6	8. 金融機関の役割	中小企業の利便を図るため、中小企業や市民が地域の金融機関の支店を守るといった視点も大事ではないか	条例で掲げた金融機関とは、市内金融機関の支店が含まれています なお中小企業の利便性を確保するには金融機関の支店を守るといった視点も重要だと考えます
7	11. 施策の推進に係る措置	措置との表現ではなく、義務や責務との表現の方が適切ではないか	市の施策を実践するための具体的な取り組む内容を措置と表現していません
8	11. 施策の推進に係る措置	前年施策の効果及び検証と、中小企業者の意見聴取を行い、条例を改善、効率化していくため会議について明確に記してほしい	施策にかかる措置のなかで中小企業者等から意見聴取し、施策を検討する会議を設置することとしています なお、条例の見直しについては、議会に諮る必要があります、条例の中で規定することはできません
9	12. 財政上の措置について	努めるものとするとの表現は、財政措置を保証されたものではないと考える	条例の目的に添い、中小企業振興施策を推進するため、必要な財源の確保に努めます
10	条例全般	条例の名称を「江南市中小企業・小規模企業及び小企業振興基本条例」としてほしい。定義や役割等にも小規模企業者を追加してほしい	この条例は、中小企業基本法をはじめ、小規模企業振興基本法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の定める法律で定めた中小企業者を対象としています
11	その他	学校等教育施設との連携についても条例の中で記述する必要があるのではないか	今後、施策の推進にかかる措置で定める中小企業振興施策を検討する会議の中で、検討していきます